



鳥取県公報

平成18年3月31日(金)
号外第71号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | | |
|-----|---|----|
| 告 示 | 鳥取県立農村総合研修所の利用料金 (252) (団体指導課) | 1 |
| | 鳥取県立とっとり花回廊の利用料金 (253) (生産振興課) | 2 |
| | 鳥取県立みなとさかい交流館の利用料金 (254) (空港港湾課) | 3 |
| | 鳥取県立生涯学習センターの利用料金 (255) (教育委員会家庭・地域教育課) | 3 |
| | 鳥取県立武道館の利用料金 (256) (教育委員会体育保健課) | 6 |
| | 鳥取県営米子屋内プールの利用料金 (257) (＼) | 8 |
| | 鳥取県立ライフル射撃場の利用料金 (258) (＼) | 10 |
| | 鳥取県立倉吉体育文化会館の利用料金 (259) (＼) | 10 |

告 示

鳥取県告示第252号

鳥取県立農村総合研修所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第82号）による改正後の鳥取県立農村総合研修所の設置及び管理に関する条例（昭和59年鳥取県条例第6号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立農村総合研修所の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 利用料金

| 区 分 | 金 額 | |
|-------|-------------|--------|
| 第1研修室 | 1時間につき | 840円 |
| 第2研修室 | 1時間につき | 620円 |
| 第3研修室 | 1時間につき | 620円 |
| 第1演習室 | 1時間につき | 420円 |
| 第2演習室 | 1時間につき | 250円 |
| 第3演習室 | 1時間につき | 380円 |
| 農業情報室 | 1時間につき | 1,030円 |
| 会議室 | 1時間につき | 420円 |
| 宿泊料金 | 1泊につき | 3,000円 |
| | 1泊1食(夕食)につき | 3,800円 |

| | |
|-------------|--------|
| 1泊1食(朝食)につき | 3,200円 |
| 1泊2食につき | 4,000円 |

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 第1研修室、第2研修室、第3研修室、第1演習室、第2演習室、第3演習室、農業情報室又は会議室を利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、この表に定める金額に当該金額の2割に相当する額を加算するものとする。

2 承認年月日

平成18年3月31日

鳥取県告示第253号

鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成17年鳥取県条例第83号)による改正後の鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する条例(平成10年鳥取県条例第21号)第10条第2項の規定に基づき、鳥取県立とっとり花回廊の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成13年鳥取県告示第263号(鳥取県立とっとり花回廊の利用料金について)は、平成18年3月31日限り廃止する。

平成18年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 利用料金

| 区分 | | 単位 | 金額 |
|------------------------|--|-----------------|----------------|
| ア 4月1日から 11月30日まで | 個人 | 児童又は中学校の生徒 | 1人1回につき 500円 |
| | | 高等学校の生徒、学生又は一般人 | 1人1回につき 1,000円 |
| | 団体(学校行事で利用 するものを除き、10人 以上20人未満のものに 限る。) | 児童又は中学校の生徒 | 1人1回につき 450円 |
| | | 高等学校の生徒、学生又は一般人 | 1人1回につき 900円 |
| | 団体(学校行事で利用 するものを除き、20人 以上のものに限る。) | 児童又は中学校の生徒 | 1人1回につき 400円 |
| | | 高等学校の生徒、学生又は一般人 | 1人1回につき 800円 |
| 学校行事 | 児童又は中学校の生徒 | 1人1回につき 250円 | |
| | 高等学校の生徒 | 1人1回につき 500円 | |
| イ 12月1日から翌 年3月31日まで | 個人 | 児童又は中学校の生徒 | 1人1回につき 350円 |
| | | 高等学校の生徒、学生又は一般人 | 1人1回につき 700円 |
| | 団体(学校行事で利用 するものを除き、10人 以上20人未満のものに 限る。) | 児童又は中学校の生徒 | 1人1回につき 310円 |
| | | 高等学校の生徒、学生又は一般人 | 1人1回につき 630円 |
| | 団体(学校行事で利用 するものを除き、20人 | 児童又は中学校の生徒 | 1人1回につき 280円 |
| | | 高等学校の生徒、学生又は一般人 | 1人1回につき 560円 |

| | | | | |
|-------------------------------------|--------------------------------------|-----------------|---------|------|
| | 以上のものに限る。) | | | |
| | 学校行事 | 児童又は中学校の生徒 | 1人1回につき | 170円 |
| | | 高等学校の生徒 | 1人1回につき | 350円 |
| ウ 午後5時過ぎまで開園している場合において午後5時以降に入園する場合 | 個人 | 児童又は中学校の生徒 | 1人1回につき | 350円 |
| | | 高等学校の生徒、学生又は一般人 | 1人1回につき | 700円 |
| | 団体（学校行事で利用するものを除き、10人以上20人未満のものに限る。） | 児童又は中学校の生徒 | 1人1回につき | 310円 |
| | | 高等学校の生徒、学生又は一般人 | 1人1回につき | 630円 |
| | 団体（学校行事で利用するものを除き、20人以上のものに限る。） | 児童又は中学校の生徒 | 1人1回につき | 280円 |
| | | 高等学校の生徒、学生又は一般人 | 1人1回につき | 560円 |
| 学校行事 | 児童又は中学校の生徒 | 1人1回につき | 170円 | |
| | 高等学校の生徒 | 1人1回につき | 350円 | |

2 承認年月日
平成18年3月23日

鳥取県告示第254号

鳥取県立みなとさかい交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第102号）による改正後の鳥取県立みなとさかい交流館の設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取県条例第2号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立みなとさかい交流館の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 利用料金

| 区 分 | 単 位 | 金 額 |
|-----|--------|------|
| 会議室 | 1時間につき | 810円 |

備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

2 承認年月日
平成18年3月31日

鳥取県告示第255号

鳥取県立生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第90号）による改正後の鳥取県立生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（昭和54年鳥取県条例第32号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立生涯学習センターの利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 利用料金

(1) 施設利用料等

| 区 分 | 社会教育活動のために利用する場合 | | 社会教育活動以外のために利用する場合 | |
|-----------------|----------------------------|--|-------------------------|------------------|
| | 施設利用料 | 冷暖房料 | 施設利用料 | 冷暖房料 |
| ホ ー ル | 1時間につき 2,500円 | 1時間につき 500円 | 1時間につき 5,000円 | 1時間につき 1,500円 |
| 講 義 室 | 1時間につき 1,000円 | 1時間につき 200円 | 1時間につき 1,900円 | 1時間につき 600円 |
| パ ソ コ ン 研 修 室 | 1時間につき 700円 | 1時間につき 140円 | 1時間につき 1,400円 | 1時間につき 280円 |
| 大 研 修 室 | 1時間につき 480円 | 1時間につき 90円 | 1時間につき 800円 | 1時間につき 240円 |
| 中 研 修 室 | 1時間につき 290円 | 1時間につき 50円 | 1時間につき 500円 | 1時間につき 160円 |
| 小 研 修 室 (洋 室) | 1時間につき 200円 | 1時間につき 40円 | 1時間につき 300円 | 1時間につき 100円 |
| 小 研 修 室 (和 室) | 1時間につき 200円 | 1時間につき 40円 | 1時間につき 300円 | 1時間につき 100円 |
| ロ ビ ー ・ ホ ワ イ エ | 1平方メートル1 日につき 30円 | - | 1平方メートル1 日につき 50円 | - |
| 団 体 交 流 室 | 1平方メートル1 月につき 1,330円 | 施設利用料の 100分の35に相当 する額(1円未満 の端数は切り捨て るものとする。) | - | - |

備考

- ホール、講義室、パソコン研修室又は研修室の利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- ロビー・ホワイエの利用面積若しくは利用期間が1平方メートル未満若しくは1日未満であるとき、又は利用面積若しくは利用期間に1平方メートル未満若しくは1日未満の端数があるときは、それぞれ1平方メートル又は1日として計算するものとする。
- 団体交流室の利用面積若しくは利用期間が1平方メートル未満若しくは1月未満であるとき、又は利用面積若しくは利用期間に1平方メートル未満若しくは1月未満の端数があるときは、それぞれ1平方メートル又は1月として計算するものとする。

(2) ホール設備利用料

| 区 分 | 利 用 料 |
|--------------|---------------|
| ワイヤレスマイクロホン | 1本1時間につき 100円 |
| ダイナミックマイクロホン | 1本1時間につき 50円 |
| コンデンサーマイクロホン | 1本1時間につき 50円 |
| エレベーターマイクロホン | 1本1時間につき 100円 |

| | | |
|--------------------|----------------|------|
| プレーヤー | 1台1時間につき | 100円 |
| MDプレーヤー | 1台1時間につき | 150円 |
| テープレコーダー | 1台1時間につき | 100円 |
| ステージスピーカー | 1式1時間につき | 50円 |
| ピンスポットライト | 1台1時間につき | 200円 |
| シーリングライト | 1台1時間につき | 150円 |
| トーメンタルライト | 1台1時間につき | 100円 |
| ボーダーライト | 1回路1時間につき | 100円 |
| アッパーホリゾンライト | 1回路1時間につき | 100円 |
| ローホリゾンライト | 1回路1時間につき | 100円 |
| 1キロワットサスペンションライト | 1台1時間につき | 100円 |
| 0.5キロワットサスペンションライト | 1台1時間につき | 50円 |
| ステージスポットライト | 1台1時間につき | 50円 |
| フットライト | 1回路1時間につき | 50円 |
| エフェクトマシン | 1台1時間につき | 50円 |
| スポックス | 1台1時間につき | 50円 |
| 16ミリ映写機 | 1台1時間につき | 510円 |
| スライド映写機 | 1台1時間につき | 340円 |
| 音響反射板 | 一式1時間につき | 460円 |
| ピアノ | 1台1時間につき | 200円 |
| オーバーヘッドプロジェクター | 1台1時間につき | 100円 |
| コンセント | 1口1キロワット1時間につき | 50円 |

備考

- 1 設備の利用時間は、ホールの利用時間と同一として計算するものとする。
- 2 ピアノの利用料金には、調律料を含めないものとする。
- 3 ダイナミックマイクロホン、シーリングライト及びボーダーライトの利用料の算定に当たっては、ダイナミックマイクロホンについては実際に使用した本数から1本を減じた数を、シーリングライトについては実際に使用した台数から4台を減じた数を、ボーダーライトについては実際に使用した回路数から2回路を減じた数を使用したものとしてそれぞれの利用料金を算定する。
- 4 コンセントの使用電力量が1キロワットに満たないとき、又は使用電力量に1キロワット未満の端数があるときは、1キロワットとして計算するものとする。

(3) ホール設備以外の設備利用料

| 区 分 | 利 用 料 |
|-------|--------------------|
| ピアノ | 1台1時間につき 200円 |
| コンセント | 1口1キロワット1時間につき 50円 |

備考

- 1 ピアノの利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 ピアノの利用料金には、調律料を含めないものとする。
- 3 コンセントの使用電力量が1キロワットに満たないとき、又は使用電力量に1キロワット未満の端数があるときは、1キロワットとして計算するものとする。

2 承認年月日

平成18年3月20日

鳥取県告示第256号

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第62号）による改正後の鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第24号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立武道館の利用料金を次のとおり承認したので、条例同条第3項の規定により告示し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 利用料金

(1) 武道館利用料

| 区 分 | | | | 単位 | 金額 |
|--------------|-------------|---------------|---------------------------------------|-------------|---------|
| 一般利用 | 一般人 | | | 1人1回につき | 150円 |
| | | | | 1人1月につき | 1,600円 |
| 専用利用 | 主道場 | 営利を目的としない場合 | 入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収しないとき。 | 全面1時間につき | 1,800円 |
| | | | | 2分の1面1時間につき | 900円 |
| | | | | 3分の1面1時間につき | 600円 |
| | | | | 4分の1面1時間につき | 400円 |
| | | | | 6分の1面1時間につき | 300円 |
| | | | 入場料等を徴収するとき。 | 全面1時間につき | 3,600円 |
| | | | 営利を目的とする場合 | 全面1時間につき | 63,000円 |
| | | | 入場料等を徴収するとき。 | 全面1時間につき | 90,000円 |
| | 小道場(1) | 営利を目的としない場合 | 入場料等を徴収しないとき。 | 全面1時間につき | 500円 |
| | | | | 2分の1面1時間につき | 200円 |
| 入場料等を徴収するとき。 | | | | 全面1時間につき | 1,000円 |
| | | 営利を目的とする場合 | 全面1時間につき | 17,500円 | |
| | | 入場料等を徴収するとき。 | 全面1時間につき | 25,000円 | |
| 小道場(2) | 営利を目的としない場合 | 入場料等を徴収しないとき。 | 全面1時間につき | 500円 | |

| | | | | | |
|--------|--|-------------|---------------|---------------|----------|
| | | | き。 | き | |
| | | | | 2分の1面1時間につき | 200円 |
| | | | 入場料等を徴収するとき。 | 全面1時間につき | 1,000円 |
| | | | 営利を目的とする場合 | 入場料等を徴収しないとき。 | 全面1時間につき |
| | | | 入場料等を徴収するとき。 | 全面1時間につき | 25,000円 |
| 弓道場 | | 近的 | | 1時間につき | 600円 |
| | | 遠的 | | 1時間につき | 600円 |
| 相撲場 | | 営利を目的としない場合 | 入場料等を徴収しないとき。 | 1時間につき | 700円 |
| | | | 入場料等を徴収するとき。 | 1時間につき | 1,400円 |
| | | 営利を目的とする場合 | 入場料等を徴収しないとき。 | 1時間につき | 24,500円 |
| | | | 入場料等を徴収するとき。 | 1時間につき | 35,000円 |
| 研修室(1) | | | | 1時間につき | 350円 |
| 研修室(2) | | | | 1時間につき | 350円 |
| 研修室(3) | | | | 1時間につき | 100円 |
| 会議室 | | | | 1時間につき | 750円 |
| 放送室 | | | | 1時間につき | 300円 |

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 主道場、小道場、弓道場又は相撲場を専用利用の方法で利用する場合において、次に掲げる時間帯に連続して利用するときの利用料の額は、この表に定める利用料の額に、(1)に掲げる時間帯にあっては100分の95、(2)に掲げる時間帯にあっては100分の90を乗じて得た額とする。この場合において、当該連続利用に係る利用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
 - (1) 午前9時から正午まで、正午から午後6時まで又は午後6時から午後10時まで
 - (2) 午前9時から午後6時まで、正午から午後10時まで又は午前9時から午後10時まで

(2) 設備利用料

ア 武道設備利用料

| 区 分 | 単 位 | 金 額 |
|---------------|---------|--------|
| 武道タイマー(柔道用) | 1台1回につき | 250円 |
| 的前審判用表示器(弓道用) | 一式1回につき | 150円 |
| 試合用マット(空手用) | 一式1回につき | 200円 |
| 風呂(相撲場) | 1回につき | 1,000円 |

イ その他設備利用料

| 区 分 | 単 位 | 金 額 |
|------|-------|-----|
| シャワー | 1回につき | 50円 |

| | | |
|----------------------|---------|------|
| 試合用設備一式（柔道・空手道） | 一式1回につき | 200円 |
| 試合用設備一式（剣道・なぎなた・銃剣道） | 一式1回につき | 100円 |
| 空手用タイマー（モルテン） | 一式1回につき | 50円 |
| 液晶プロジェクター | 一式1回につき | 200円 |
| 長机 | 1脚につき | 200円 |
| 折りたたみ椅子 | 1脚につき | 20円 |
| 師範室及び控室 | 1回につき | 100円 |

ウ 冷暖房利用料

| 区 分 | | 金額（1時間につき） | |
|----------|-------|------------|--------|
| | | 冷 房 | 暖 房 |
| 主道場 | 全面 | 4,800円 | 4,300円 |
| | 2分の1面 | 2,400円 | 2,200円 |
| 主道場観覧席 | 全面 | 600円 | 500円 |
| 小道場(1) | 全面 | 1,900円 | 1,500円 |
| 小道場(2) | 全面 | 1,900円 | 1,500円 |
| 相撲場 | 全面 | 1,300円 | 900円 |
| 弓道場（床暖房） | 近的 | | 400円 |
| | 遠的 | | 200円 |
| 会議室 | | 250円 | 250円 |
| 研修室(1) | | 100円 | 100円 |
| 研修室(2) | | 100円 | 100円 |
| 研修室(3) | | 40円 | 40円 |

2 承認年月日

平成18年3月31日

鳥取県告示第257号

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第62号）による改正後の鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第24号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県営米子屋内プールの利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 利用料金

| 区 分 | | 金 額 | | |
|----------|----------------------------|---|-----------------|-----------------|
| | | 冷 水 | 温 水 | |
| 一般 利用 | 個人 | 回数券又は1月利用券、3月利用券 若しくは6月利用券によらないで利用する場合 | 幼児 | 温水 1人1回につき 200円 |
| | | | | 冷水 1人1回につき 150円 |
| | 児童又は中学校の 生徒 高等学校の生徒又 | | 温水 1人1回につき 350円 | |
| | | | 冷水 1人1回につき 250円 | |
| | | | 温水 1人1回につき 550円 | |
| | | | | |

| | | | | | | |
|-----------------------|--------------------|--------------------|---------|-----------|--------|--------|
| | | は学生 | 冷水 | 1人1回につき | 400円 | |
| | | 一般人 | 温水 | 1人1回につき | 700円 | |
| | 回数券により利用 する場合 | 幼児 | 温水 | 回数券11枚につき | 2,000円 | |
| | | | 冷水 | 回数券11枚につき | 1,500円 | |
| | | 児童又は中学校の 生徒 | 温水 | 回数券11枚につき | 3,500円 | |
| | | | 冷水 | 回数券11枚につき | 2,500円 | |
| | | 高等学校の生徒又 は学生 | 温水 | 回数券11枚につき | 5,500円 | |
| | | | 冷水 | 回数券11枚につき | 4,000円 | |
| | | 一般人 | 温水 | 回数券11枚につき | 7,000円 | |
| | | | 冷水 | 回数券11枚につき | 5,000円 | |
| | | 1月利用券により 利用する場合 | 幼児 | 温水 | 1人につき | 1,600円 |
| | | | | 冷水 | 1人につき | 1,000円 |
| | 児童又は中学校の 生徒 | | 温水 | 1人につき | 2,400円 | |
| | | | 冷水 | 1人につき | 1,650円 | |
| | 高等学校の生徒又 は学生 | | 温水 | 1人につき | 3,900円 | |
| | | | 冷水 | 1人につき | 2,700円 | |
| | 一般人 | | 温水 | 1人につき | 4,950円 | |
| | | | 冷水 | 1人につき | 3,350円 | |
| | 3月利用券により 利用する場合 | 幼児 | 温水 | 1人につき | 4,500円 | |
| | | | 冷水 | 1人につき | 2,800円 | |
| 児童又は中学校の 生徒 | | 温水 | 1人につき | 6,700円 | | |
| | | 冷水 | 1人につき | 4,800円 | | |
| 高等学校の生徒又 は学生 | | 温水 | 1人につき | 11,000円 | | |
| | | 冷水 | 1人につき | 7,600円 | | |
| 一般人 | | 温水 | 1人につき | 13,900円 | | |
| | | 冷水 | 1人につき | 9,600円 | | |
| 6月利用券により 利用する場合 | 幼児 | 温水 | 1人につき | 7,600円 | | |
| | | 冷水 | 1人につき | 6,400円 | | |
| | 児童又は中学校の 生徒 | 温水 | 1人につき | 12,000円 | | |
| | | 冷水 | 1人につき | 10,000円 | | |
| | 高等学校の生徒又 は学生 | 温水 | 1人につき | 19,200円 | | |
| | | 冷水 | 1人につき | 16,300円 | | |
| | 一般人 | 温水 | 1人につき | 24,400円 | | |
| | | 冷水 | 1人につき | 20,600円 | | |
| 団体 (20人以上のものに 限る。) | 幼児 | 温水 | 1人1回につき | 150円 | | |
| | | 冷水 | 1人1回につき | 100円 | | |
| | 児童又は中学校の 生徒 | 温水 | 1人1回につき | 250円 | | |
| | | 冷水 | 1人1回につき | 200円 | | |
| | 高等学校の生徒又 は学生 | 温水 | 1人1回につき | 450円 | | |
| | | 冷水 | 1人1回につき | 300円 | | |
| | 一般人 | 温水 | 1人1回につき | 550円 | | |
| | | 冷水 | 1人1回につき | 400円 | | |

| | | | | |
|-----------|------|-----|------------------|-------------------|
| | 専用利用 | | 温水 | 1コース1時間につき 3,650円 |
| | | | 冷水 | 1コース1時間につき 2,550円 |
| トレーニングホール | 一般利用 | 一般人 | 1人1回につき 50円 | |
| | 専用利用 | | 全面1時間につき 250円 | |
| | | | 2分の1面1時間につき 100円 | |

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 この表において「1月利用券」、「3月利用券」及び「6月利用券」とは、それぞれの利用券の券面に記載された月数の期間内において、これらの利用券を提示することにより施設を利用することができる利用券をいう。
- 3 1月利用券、3月利用券又は6月利用券の券面に記載された月数の期間が温水のプールを利用できる期間と冷水のプールを利用できる期間にわたる場合の利用料の額は、温水のプール又は冷水のプールを1月利用券、3月利用券又は6月利用券により利用する場合の利用料の額を勘案して別に定める。

2 承認年月日

平成18年3月31日

鳥取県告示第258号

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第62号）による改正後の鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第24号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県営ライフル射撃場の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 利用料金

| 区 分 | 金 額 | |
|----------------|---------------|---------------|
| | 専用利用 | 一般利用 |
| スモールボア・ライフル射撃場 | 1時間につき 2,800円 | 1人1時間につき 130円 |
| エア・ライフル射撃場 | 1時間につき 1,390円 | 1人1時間につき 70円 |

備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

2 承認年月日

平成18年3月31日

鳥取県告示第259号

鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第63号）による改正後の鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例（昭和56年鳥取県条例第8号）第10条第2項の規定に基づき、鳥取県立倉吉体育文化会館の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 利用料金

(1) 体育館利用料

| 区 分 | | | 単 位 | 金 額 | |
|------|-------------|---------------|---------------------------------------|-------------|--------|
| 体育館 | 専用利用 | 営利を目的としない場合 | 入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収しないとき。 | 全面1時間につき | 800円 |
| | | | | 2分の1面1時間につき | 400円 |
| | | | | 3分の1面1時間につき | 200円 |
| | | | 入場料等を徴収するとき。 | 全面1時間につき | 1,600円 |
| | 営利を目的とする場合 | 入場料等を徴収しないとき。 | 全面1時間につき | 28,000円 | |
| | | 入場料等を徴収するとき。 | 全面1時間につき | 40,000円 | |
| 一般利用 | 一般人 | | 1人1回につき | 70円 | |
| 大研修室 | 営利を目的としない場合 | 入場料等を徴収しないとき。 | 1時間につき | 2,400円 | |
| | | 入場料等を徴収するとき。 | 1時間につき | 3,100円 | |
| | 営利を目的とする場合 | 入場料等を徴収しないとき。 | 1時間につき | 4,800円 | |
| | | 入場料等を徴収するとき。 | 1時間につき | 6,200円 | |
| 中研修室 | 営利を目的としない場合 | 入場料等を徴収しないとき。 | 1時間につき | 800円 | |
| | | 入場料等を徴収するとき。 | 1時間につき | 1,050円 | |
| | 営利を目的とする場合 | 入場料等を徴収しないとき。 | 1時間につき | 1,650円 | |
| | | 入場料等を徴収するとき。 | 1時間につき | 2,150円 | |
| 小研修室 | 営利を目的としない場合 | 入場料等を徴収しないとき。 | 1時間につき | 450円 | |
| | | 入場料等を徴収するとき。 | 1時間につき | 600円 | |
| | 営利を目的とする場合 | 入場料等を徴収しないとき。 | 1時間につき | 950円 | |
| | | 入場料等を徴収するとき。 | 1時間につき | 1,250円 | |
| 教養室 | 営利を目的としない場合 | 入場料等を徴収しないとき。 | 1時間につき | 300円 | |
| | | 入場料等を徴収するとき。 | 1時間につき | 450円 | |
| | 営利を目的とする場合 | 入場料等を徴収しないとき。 | 1時間につき | 600円 | |
| | | 入場料等を徴収するとき。 | 1時間につき | 900円 | |

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

- 2 体育館を専用利用の方法で利用する場合において、連続して3時間以上利用するときの利用料の額は、この表に定める利用料の額に100分の90を乗じて得た額とする。

(2) 設備利用料

ア 体育設備利用料

| 区 分 | 単 位 | 金 額 |
|-------------|---------|--------|
| バスケットボールリング | 1組1回につき | 2,100円 |
| バレーボール用具 | 1組1回につき | 200円 |
| ソフトバレーボール用具 | 1組1回につき | 50円 |
| ハンドボールゴール | 1組1回につき | 300円 |
| バドミントン用具 | 1組1回につき | 50円 |
| テニス用具 | 1組1回につき | 200円 |
| 卓球用具 | 1組1回につき | 100円 |
| ミニトランポリン用具 | 1組1回につき | 200円 |
| 電気表示器 | 1組1回につき | 1,050円 |
| 移動ステージ | 1組1回につき | 50円 |

イ その他設備利用料

| 区 分 | 単 位 | 金 額 |
|-----------|--------------|--------|
| 音響装置 | 一式1回につき | 1,050円 |
| 舞台照明 | 一式1時間につき | 1,050円 |
| 拡声装置 | 一式1回につき | 1,050円 |
| ワイヤレス・アンプ | 一式1回につき | 1,050円 |
| マイクロホン | 一式1回につき | 200円 |
| コンセント・電灯 | 1キロワット1時間につき | 30円 |
| シャワー | 1人1回につき | 30円 |
| ビデオ | 1台につき | 1,050円 |
| オーバーヘッド | 1台につき | 900円 |
| 椅子(体育館) | 1脚1回につき | 10円 |
| 長机(体育館) | 1脚1回につき | 20円 |

ウ 冷暖房利用料

| 区 分 | 金額(1時間につき) | |
|------|------------|--------|
| | 冷 房 | 暖 房 |
| 体育館 | 12,100円 | 9,000円 |
| 大研修室 | 1,700円 | 900円 |
| 中研修室 | 600円 | 300円 |
| 小研修室 | 300円 | 200円 |
| 教養室 | 200円 | 100円 |

2 承認年月日

平成18年3月31日